

令和4年度太陽光発電プラットフォーム事業に関する業務 委託仕様書

1 目的

京都市では、2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロの実現を目指し、本市最大の再生可能エネルギー源である太陽光発電の普及拡大を図っている。近年、太陽光発電設備のコスト低減を背景に、初期費用ゼロで同設備を導入する新たなビジネスモデルである「0円ソーラー」が生み出されており、初期費用を負担するハードルが下がることで、太陽光発電の更なる導入拡大が期待されるものの、認知度が低いことが課題である。

本業務は、令和2年度に設立したプラットフォーム「京都0円ソーラープラットフォーム※」を活用し、市内事業者のみならず、市民の皆様安心して利用いただける「0円ソーラー」事業者とのマッチング機会を創出することを通じて、地域分散型エネルギーの導入を推進することを目的とする。

※ 「京都市「0円ソーラー」事業プランの登録に関する要領」に定める条件を満たす「0円ソーラー」プランを、太陽光発電設備の導入を検討する市内施設所有者（家庭、自治会、町内会、商店街、事業者等）に紹介するオンラインポータルサイト。プラン相談等に対応する問合せ窓口を設け、市内施設所有者のプラン利用の検討を支援する。

2 業務委託の内容

(1) 「京都0円ソーラープラットフォーム」の運営

「京都0円ソーラープラットフォーム」において、「0円ソーラー」事業プランの相談、紹介や分かりやすい情報発信を行う問合せ窓口を設置し、「0円ソーラー」事業者及び市内施設所有者を積極的にマッチングするプラットフォームを運営する。

- ・「0円ソーラー」事業プランに係る登録等の手続に係る書類確認及び受付
- ・「0円ソーラー」事業者との連絡調整（実績確認、文書発送等）
- ・市内施設所有者への「0円ソーラー」事業プランの紹介
- ・市内施設所有者等からの問合せへの対応

(2) 「0円ソーラー」普及拡大策の検討及び実施

住宅や事業者等の「0円ソーラー」の更なる利用促進を目的に、市内施設所有者への積極的な働き掛けや、よりわかりやすいオンラインポータルサイトの改修及び閲覧数の向上など、「0円ソーラー」事業プランの更なる普及拡大に向けた取組を検討及び実施する。

(3) ホームページの更新及び維持管理

オンラインポータルサイトについては、以下を満たすように更新及び維持管理すること。

ア 市内施設所有者が、パソコン、スマートフォン、タブレットなど、様々な端末のウェブブラウザ（Google Chrome 等）で閲覧できること。

イ 公開するコンテンツについて、Web アクセシビリティを考慮した日本工業規格（JIS）「JISX 8341 3:2016」の適合レベル AA に原則準拠し、同レベルへの適合状況を試験・公開すること。また、適合レベルの達成状況に応じたウェブアクセシビリティ方針を策定・公開すること。

3 業務委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 成果品の提出等

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）については2部提出し、電子データは CD-ROM に収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- (1) 業務報告書
- (2) その他本市監督員が指示するもの
- (3) 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データは Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point, Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

5 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。また、月1回程度、本市に作業の進捗状況等の報告を行うこととする。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。また、本市事業のみならず、他の自治体を実施する事業においても、本市における再エネ導入を促進するものについて、積極的に連携すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

- (6) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。

6 その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。